



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 J-オイルミルズ
代表者名 代表取締役社長 八馬 史尚
(コード:2613 東証第一部)
問合せ先 法務部長 稲垣 朱郎
(TEL:03-5148-7100)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単위를 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、投資単位について現状の水準を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました（以下、「本株式併合」）。

(2) 併合の内容

- ・併合する株式の種類 普通株式
- ・併合の方法・割合 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

・ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月末日現在）	167,542,239 株
併合により減少する株式数	150,788,016 株
併合後の発行済株式総数	16,754,223 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	21,095 名（100.00%）	167,542,239 株（100.00%）
10 株未満	841 名（3.99%）	2,023 株（0.00%）
10 株以上	20,254 名（96.01%）	167,540,216 株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 841 名（所有株式数 2,023 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定により、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 28 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	5 億 4 千万株
変更後の発行可能株式総数（平成 28 年 10 月 1 日付）	5 千 4 百万株

（6）併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

①当社は、本株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。

②当社は、本株主総会において株式併合に係る議案を付議する予定です。かかる株式併合による当社株

式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を5億4千万株から5千4百万株に変更するものであります。

③なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億4,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,400万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<新設>	(附則) <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成28年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u>
<新設>	<u>第2条 前条および本条は、平成28年10月1日をもって削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- ・平成28年5月12日 取締役会決議日
- ・平成28年6月24日（予定）定時株主総会決議日
- ・平成28年9月27日（予定）1,000株単位での売買最終日
- ・平成28年9月28日（予定）100株単位での売買開始日
- ・平成28年10月1日（予定）単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日
- ・平成28年12月上旬（予定）端数株式処分代金のお支払い

上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日です。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位について現状の水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(平成28年10月1日(予定))前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,423株	1個	142株	1個	0.3株
例③	537株	なし	53株	なし	0.7株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(例②、例③、例④)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成28年12月にご案内することを予定しております。

なお、上記Q3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が10株未満(Q3例④)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 優待制度はどうなりますか。

これまでは、毎年3月31日現在の株主名簿記載の1,000株以上ご所有の株主様に対し、市価3,000円から4,000円相当の当社(子会社を含む)商品を贈呈しております。

株式併合後は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の100株以上ご所有の株主様に対し、同商品を贈呈することとなります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

- ・平成28年6月24日(予定) 定時株主総会決議日
- ・平成28年9月27日(予定) 1,000株単位での売買最終日
- ・平成28年9月28日(予定) 100株単位での売買開始日
- ・平成28年10月1日(予定) 単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日
- ・平成28年12月上旬(予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記Q3及びQ4に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となり

ます。端数株式の取扱いはQ4に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137 -8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 -232 -711 (通話料無料)
受付時間 9 : 00 ~17 : 00 (土日祝日を除く)

以上